

社会的不利を経験する人々の金融ケイパビリティ

愛知県立大学教育福祉学部准教授 野田 博也

～要旨～

本稿では、社会的側面との相互作用を重視する金融ケイパビリティの視点から、社会的不利を経験する人々の家計課題を解決するための枠組みを検討した。金融ケイパビリティには諸説あるが、金融リテラシー等の類似する用語との違いや社会的不利を経験する人々の家計課題を踏まえると、個々人の能力や行動だけでなく、それと同等に制度やサービスを含む種々の機会の在り様を重視する考え方に高い意義を見出せる。また、社会的不利を経験する人々の家計管理や生活設計は、生活困難の改善を図る公的制度の利用が前提となるものの、多種多様に複雑化した制度の利用それ自体が困難・負担となり得る。このため、社会的不利を経験する人々の金融ケイパビリティの実現には、ソーシャルワーカーやファイナンシャル・プランナー等の協働による相談援助が不可欠になることを指摘した。DXによる業務改善や商品開発も、これらの観点を取り込んで推進されることが望まれる。

I はじめに

社会的不利は、一般的に「ハンディキャップ」(handicap)の訳語として使われることが多く障害関係のことを想起されるかもしれない。一方、本稿でいう社会的不利とは、障害を含む生活上の諸困難により、その地域社会で保障され当たり前になっている生活水準の確保や社会活動への参加、自立的な社会生活を妨げる障壁を意味する。このため、社会的不利を経験する人々としては、身体障害や知的障害、発達障害、精神障害等のある人々、適切な養育を受けられなかった子ども・若者(児童福祉施設入所児等)、就業や養育が困難な人々、貧困状態にある人々、言語や生活習慣が大きく異なる人々(外国人世帯等)等を想定している。

これまで、社会的不利を経験する人々への支援は社会福祉領域や厚生労働行政が主に担ってきたが、昨今では金融領域でも、こうした人々への関わりが重視されている。例えば、金融庁の2022事務年度金融行政方針『直面する課題を克服し、持続可能な成長を支える金融システムの構築』をみると、金融機関に対するモリタリング方針のひとつに「利用者目線に立った金融サービスの普及」が掲げられており、「顧客本位の業務運営」や「顧客に寄り添った利用者サービス」、「多重債務問題への対応等」について示されている。ここで、認知判断能力が低下した高齢顧客への対応、「障がい者に配慮した施設等の整備や電話リレーサービス」等の対応、在留外国人に対する利便性向上の取り組み、若年者の多重債務

問題への注意・対応等について言及されている（金融庁 2022：pp.5-6）。一方、デジタルトランスフォーメーション（以下、DX）を含む「金融機関における IT ガバナンス」の高度化による「企業価値の創出」（金融庁 2020）が謳われるが、ここにも「利用者目線に立った金融サービス」の推進を組み込めるかも問われるだろう。

とはいえ、社会的不利を経験する人々がどのような家計や金融面での困難を抱えており、どのような金融サービスや関係する社会サービスを必要としているのか分かっていないことも多い。本稿では、社会的不利を経験する人々の家計課題を解決するにあたり、金融ケイパビリティという考え方を中心に据える。金融ケイパビリティとは、望ましい個人金融の実現に要する個々の能力・行動・態度だけでなく、その実現に関わる制度やサービスを含む種々の機会や環境（社会的側面）を含み、その能力等と機会等が互いに作用・機能することを意味する。別の言葉でいえば、個人金融の課題を解決するためには、個々人の能力・行動・態度のみを改善すればよい、という考えではなく、個人金融に関わる様々な機会や公的・民間の制度・サービスの在り様も同等に重視するものになる

本稿では、この金融ケイパビリティの考え方を手掛かりにして、社会的不利を経験する人々の家計課題を解決するための枠組みを明らかにしていく。

以下では、まず、諸説ある金融ケイパビリティの考え方を解説する（Ⅱ）。次に、社会的不利を経験する人々が直面する家計課題を概観し、ひとり親家庭の金融ケイパビリティを一例として検討を進める（Ⅲ）。

Ⅱ 金融ケイパビリティの考え方

1 行動変容の強調

金融に関わる様々な仕組みやサービスが社会

生活に浸透するなかで、それを適切に利活用することがますます社会的に要請される。個人金融の在り様は、ただ個々人の経済的豊かさに限定されるものではなく、経済社会の発展や問題にも関わるものとしても認識されてきた。さらに 2008 年金融危機の発生は、金融に関わる規制の在り方でなく、個人金融の状況にも目を向けざるを得ない契機となり、その流れで金融ケイパビリティという用語がしばしば使われるようになった¹⁾。金融ケイパビリティという用語の意味は一樣ではないが、共通する一つの強調点は金融知識の多寡ではなく、行動変容にある。

これまで個人金融の改善を図る象徴的な用語は金融リテラシーであった。金融リテラシーとは経済生活に要する金融についての幅広い理解力を指す。この場合、誤解を恐れずにいえば、金融に関わる事柄を知っているか否か、その知識の多寡が注目されていた。

しかし、過重債務が社会問題化し、金融危機のようなグローバルな問題が生じるなかで、単なる知識・技術の有無ではなく、獲得した知識・技能を適切に使いこなせることにより注意が向くようになった。こうした行動変容についての強調を、金融ケイパビリティの用語によって促している。

ただし、旧来用いられてきた金融リテラシーの意味に行動や態度を含める動きも同時に進んできた。この場合、更新された金融リテラシーと金融ケイパビリティはほぼ同義に捉えられる。日本の経済金融教育研究会が示している「金融リテラシー」はその一例になる。

2 社会的側面への注目

新しい用語として金融ケイパビリティの独自性を認めるのであれば、それは金融リテラシーにも吸収された行動変容の側面ではなく、個人

金融に関わる社会的側面への注目であろう。この社会的側面には、制度やサービスを含む種々の機会の働き（機能）を指す。

特に、社会的不利を経験する人々の個人金融に関わる社会的側面の在り様は「金融包摂」(financial inclusion) として検討されてきた²⁾。この場合の金融ケイパビリティは、行動変容を否定しているわけではなく、金融に関わる福祉(ファイナンシャル・ウェルビーイング)の達成に向け、個人金融に関わる知識や行動・態度と／または個人金融に関わる公的・民間サービスや制度を含む種々の機会の変容を要する、とする考えになる。

このため、行動変容だけを必ず主目的に据えるわけではない。金融に関わる福祉の達成のためには個人の知識獲得や行動変容が必要な場合もあるだろうが、そもそも周りの制度やサービスの在り方が改善されれば事足りることもある。単純な例を言えば、詐欺的な金融商品の販売や執拗な営業に対しては、個々人にその不条理さや違法性を見抜く知識、明確に拒絶する態度・行動が望まれるともいえるが、そもそも不適切なサービス提供をする供給側の在り方を是正すれば問題は発生しない。

これと同様の考えは、アメリカのシェレイデン氏等による見解からも確認できる³⁾。シェレイ

デン氏等は、金融ケイパビリティの外的な状況として金融包摂を位置づけている。そして、金融商品やサービスが人々にとって利用できるための性質として、脆弱な人々の多様性に応じているか、立地や言語、時間等の面で利用可能性が担保されているか、商品やサービスの価格・利用料が高額でないか、利用・購入を促す魅力的な付加価値があるか、商品・サービスに関する情報の透明性が社会的不利を経験する人々にも確保されているか、融通性・柔軟性のある商品・サービスになっているか、供給側の信頼は担保されているか等を取り上げている (Sherraden 2017 : pp.6-8)。

ちなみに、日本で金融ケイパビリティの考えをいち早く紹介・検討した伊藤宏一氏(千葉商科大学教授、日本FP学会理事)は、近年の論文「サステナビリティ時代の金融能力論」において、類似概念との関係を検討したうえで、金融ケイパビリティの特質として金融包摂の観点をより重視し、その金融ケイパビリティを「本人の金融能力に対して、外部からそれをサポートするテクノロジー、制度、専門家の相談支援等」と規定している(伊藤 2022 : pp.44-46)。その概要は表1の通りになるが、社会的側面に相当する機会を個々の能力に影響する変数として位置づけていることが特徴的である。

表1 伊藤論文(2022)による金融ケイパビリティの理解

主な構成要素	主な内容
① テクノロジーによる本人の金融能力サポート	・銀行サービスのデジタル化 ・家計簿アプリの活用 ・ハウスカードの活用
② 専門家等の人による本人の金融能力サポート	・ファイナンシャル・プランナー(CRP [®])の総合判断 ・税理士・弁護士・社会保険労務士・社会福祉士など
③ 金融に関する意思決定を支援する諸制度	・若年者への積立NISAや確定拠出年金制度 ・認知能力の低下した高齢者への成年後見制度や家族信託 ・金融的に困難な人々への生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの種々の低所得対策関連事業

(出所) 伊藤(2022 : pp.44-46)をもとに筆者作成

Ⅲ 社会的不利を経験する人々の家計課題と金融ケイパビリティ

1 様々な家計課題

社会的不利を経験する人々は、保有する所得・資産の不足だけでなく、所得（給付を含む）の獲得や保有した所得の運用に関して困難を抱えていることが指摘されている。

例えば、高齢期では認知・判断能力の変化や認知症などの病気が金融管理能力の低下につながり、金融商品を含む消費者契約にかかわるトラブルに巻き込まれるおそれが高まる（伊藤 2019：p.153；p.160；駒村 2020）。知的障害に関しては、演算や識字、将来の予測等が困難な場合もあり、収支のバランスが保てず将来の見通しが立てにくいことが指摘されている（鹿野 2009）。特に「親なき後」では、家計・金融に関わる課題は顕在化する（渡部 2018）。

子どものなかでも、例えば、親の虐待等により社会的養育を受けてきた子どもたちのあいだで家計管理の難しさを示すデータがある。児童養護施設退所者に対する東京都の継続的な調査をみると、「施設退所直後に『まず困ったこと』」複数回答）として、「金銭管理」（H22 調査 25.4%、H27 調査 32.0%、R2 調査 33.0%）や「生活費」（H22 調査 25.1%、H27 調査 31.0%、R2 調査 32.1%）の回答率は高く、どの調査でも1番目から3番目までに位置づく（東京都福祉保健局 2011：2017：2022）。

ひとり親家庭の貧困（相対的貧困率）は国際的にも著しく高いことはよく知られているが、「就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理」を含めた「様々な面において困難に直面する」ことが指摘されている（厚生労働省 2022：p.25）。また、経済的搾取という家庭内暴力の被害経験や児童扶養手当のまとめ払いによる家計への悪影響なども指摘されてきた。

ひきこもり支援においても金融面は重視されており、本人へのお金の渡し方や同居する身内が高齢等で亡くなった後の経済的な見通しについて資産や借入、保険金など相続のことも含めてライフプランを話し合っていくことが重視されている（斎藤・畠中 2020：pp.30-32）。この他、在留外国人は銀行口座の開設が認められず金融に関わる様々な不利益を負うおそれのあることも指摘されている（小関 2021：pp.178-180）。

以上のような家計課題は、障害分野や子ども分野等といった特定の状態・経験に注目した調査研究の成果から確認できる。一方、例えば、ひとり親家庭といっても、「ひとり親家庭」としての家計課題だけでなく、例えば外国出身の母親が重いうつ病を患い、その子どもは知的障害を抱えている場合等、ひとつの家庭が様々な困難を経験していることもある。

2 金融ケイパビリティに基づくアプローチの枠組み

このような家計困難を抱える人々の金融ケイパビリティを高めるためには、個々の能力・行動に関わる側面と、サービス等の機会を指す社会的側面の両方を加味する必要がある。ここでは、さしあたり「ひとり親家庭」を想定して、そのアプローチの枠組みを示しておきたい。なお、前述したように、実際には、ひとつの家庭が様々な社会的不利と家計課題に直面していることもあるが、本稿では紙幅の都合上、上記の「ひとり親家庭」に限って検討を進める。

(1) 金融リテラシー

金融ケイパビリティの内的要素にあたる金融リテラシーとして、『金融経済教育研究会報告書』の見解を参考にしたい（金融経済教育研究会 2013）。この報告書では、「計画性のない支

出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計」を立てる習慣、及び「それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力」を保有して生活する力として、「生活スキルとしての金融リテラシー」を捉えている。また、「健全な家計管理や生活設計の習慣化という行動の改善と適切な金融商品の選択というスキル」といった行動変容も重視している（金融経済教育研究会 2013：pp. 1-6）。

そして、「生活スキルとしての金融リテラシー」

のなかでも特に重要な「最低限習得すべき金融リテラシー」を4分野（①家計管理、②生活設計、③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、④外部の知見の適切な活用）に分けて整理した。このなかで「経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で、最も基本」になるものとされるのが「家計管理」と「生活設計」であり、とりわけ家計管理、すなわち「適切な収支管理の習慣化」は「全ての前提」としている（金融経済教育研究会 2013：pp.8-14）。

そして、その「最低限習得すべき金融リテラシー」を「年齢層別に、体系的かつ具体的に記

表2 子どもと親に関わる金融リテラシー・マップの基本部分（一部）

	年齢層	
	子ども	親（社会人）
家計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源（財・サービス等）の有限性・希少性を理解し、よりよい選択ができる ・節度・節制心がける ・必要性を踏まえて計画を立て買い物を行うことができる ・長期的・計画的な資金管理の大切さを理解する ・家計の収支・支出、自分に関わる支出を理解する態度を身に付ける ・実践的な収支管理（学校行事等）を行う ・各種カード等の使用に注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支を把握し、家計簿等を活用して適切な収支管理をする ・必要性や収入等を勘案して支出の適否を的確に判断する ・給与明細書や源泉徴収票の記載内容を理解する ・貯蓄や投資を通じて将来に向けた資産形成を行う ・各種のクレジット機能を理解し、適切に借入をする ・リタイア後の収入・金融資産の状況を予想し必要に応じて改善する <p>[ファミリー層向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものの大切さについて子に対して日常的に伝える ・見えづらい支出（携帯利用料等）等を子に理解させる ・限りある収入の範囲で家計管理を行うことを子に教える
生活設計	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢を持ち、その実現に向けた手段を考え、努力・実践しようとする態度を身に付ける ・労働による収入が生活の安定や経済的な自立の基盤であることを理解する ・職場体験等を通して自分の希望する職業を考える ・進学・就労に伴う支出を計算して進路選択を考える ・ワークライフバランスを理解する ・将来の用途を設定し、計画的に貯蓄する態度を身に付ける ・生涯収入や主な支出、自分の価値観を理解し、生活設計を立てる ・社会保障を理解し、暮らしの中での役割を考える ・預金、株式、債券、保険等の基本的な金融商品の特徴を理解し、関連する社会の動向に関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力の獲得・向上・維持に努める ・家族や環境の変化、老後の展望等を踏まえ、ライフプランや資金計画、保有資産の見直しを検討する ・ライフイベントの必要資金を貯蓄・資産運用等によって計画的に準備し、必要な知識・技能を習得する ・ライフイベント表やキャッシュフロー表の作成を通して長期的な収支状況や問題点を把握し、定期的に見直す ・個人バランスシートの作成を通して、資産運用・負債圧縮等の必要な対応を検討・実施する ・金融商品の適切な選択ができる ・加入する公的保険を把握し、必要な貯蓄・民間保険等に加入を適切に検討・実施できる <p>[ファミリー層向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子の金融教育を、学校と連携しつつ家庭内で取り組む

（出所）金融経済教育推進会議（2016）を引用・参考して筆者作成

した」ものとして「金融リテラシー・マップ」(以下、「マップ」と略す)を示している(金融経済教育推進会議2016:p.1)。

そこで、この年齢層別の「マップ」をもとに、ひとり親家庭の主な構成に相当する子ども(18歳未満の学齢期を想定)と親(社会人を想定)の金融リテラシーに注目し、「最も基本」とされる家計管理と生活設計を取り上げる。その主な内容は表2のように整理できる。これをみても分かるように、「最も基本」とされる家計管理や生活設計であっても、一定程度以上の認知・判断能力のあることが前提視され、労働や社会保障、民間の金融サービスの利用が組み込まれていることがわかる⁴⁾。

(2) 社会的側面について

ひとり親家庭の金融に関わる社会的側面について、ここでは公的制度を中心に検討していく。もちろん、社会的側面に相当する金融包摂は公的制度に限定されない。しかし、民間の金融サービスの利活用を検討する場合であっても、まずは公的なサービス(現金給付や社会保険、福祉貸付等)の水準や範囲を踏まえることが必要になるだろう。

そこで、厚生労働省がまとめている『ひとり親家庭支援の手引き』(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室2016)をもとに、ひとり親家庭に関わる公的制度について検討していきたい。この手引きは、自治体職員がひとり親家庭に対する相談援助を行う際のポイントをまとめており、ひとり親家庭が利用できる公的制度の多くを掲載している。その公的制度を経済的なものと非経済的なものに区分して整理すると表3のようになる。

紙幅の都合上、各制度の詳しい解説はできないが、これらの制度には、ひとり親家庭であれ

ば誰でも利用できるものもあれば、子どもの年齢や数、所得制限等の要件が課させられているものもある。また、自治体によって実施の有無や運用の方法が異なる制度もある。一方、多くのひとり親家庭に共通して関係する制度が想定されているのか、障害に関わる制度は一部に限定されている。生活保護のように利用できる給付が細分化される制度もある。また、文部科学省が所管する就学援助や高等教育関係の給付等は含まれていない。

いずれにしても、金融ケイパビリティの観点からみれば、これらの制度が、ただ在る、だけでなく、適切に理解され、必要な給付・サービスをライフステージに沿って利用できるように機能していなければならない。こうした公的制度の給付・サービスが家計にとって重要であるほど、それが機能していなければ、金融リテラシーの「基本」とされる「家計管理」や「生活設計」もままならなくなるおそれがある。

(3) 金融ケイパビリティに関わる困難

健康で文化的な生活を営む権利(社会権ないし生存権)が認められる社会では、社会的不利によって引き起こされる生活困難を改善する公的制度が発展している。それによって、経済的・社会的な自立の促進が図られる。短期的にも中長期的にも安定した個人金融を自律的に達成していくために、それらの公的制度を利用することが不可欠となる。

しかし、ひとり親家庭に関わる公的制度から窺えるように、その困難に対する公的制度は数多く、しかも、ひとつの家庭に複数の困難が重なれば、それに応じる公的制度はさらに増える。それらの公的制度は、自動的に適用され利用につながるわけではない。多くの場合は、それぞれに申請書の記入や証明書類の収集が必要であ

表3 ひとり親家庭が利用できる主な公的制度

	経済的	非経済的
離婚、未婚、死別に関する相談		・母子・父子自立支援員
就業相談	・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・雇用保険法（教育訓練給付金等） ・求職者支援制度	・公共職業安定所 ・マザーズハローワーク、マザーズコーナー ・母子家庭等就業・自立支援事業 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
家計相談	・ひとり親家庭等生活向上事業の家計管理・生活支援講習会等事業 ・家計改善支援事業	
生活、住まい・施設	・住宅確保給付金 ・一時生活支援事業	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・母子生活支援施設 ・公営住宅
子どもの養育相談、子育て支援、子どもの教育		・障害児の訪問看護・訪問健康診査・療育相談（自治体） ・地域のNPO ・精神保健相談を受け付けている事業・施設 ・子どもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭） ・生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業
養育費	・養育費取り決め（家庭裁判所）	・面会交流支援（家庭問題情報センター等） ・母子家庭等就業・自立支援センターの利用 ・無料法律相談（法テラス等）
DV・児童虐待に関する相談		・婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター） ・警察、市町村／児童相談所
手当・経済的支援	・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・生活保護 ・税の軽減（寡婦控除／寡夫控除） ・交通機関の割引制度 ・粗大ごみ等処理手数料等、上下水道、放送受信料の減免制度 ・少額貯蓄非課税制度 ・保育料の減免・減額 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	
保険・医療、年金	・ひとり親家庭等医療費助成 ・保険料減免制度（国民年金） ・保険料納付猶予制度（国民年金） ・特例免除制度（国民年金） ・寡婦年金（国民年金） ・遺族厚生年金・遺族基礎年金	・医療・保健の関係機関（自治体の相談センター、保健相談所、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、医療機関、医師会等、消防庁の相談センター、民間支援団体等） ・年金の関係機関（日本年金機構）

（出所）厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（2016）をもとに筆者作成

り、提出する部署、期間、条件などは同一ではない。それらは、社会的不利を経験している人々に付加的に課せられる負担であって、社会的不利を経験せず当該制度の利用を要しない人々には課せられない。その利用に要する理解や行動

を、困難を抱えるなかで要請されることになる。

そうであるからこそ、表3にある非経済的な制度に含まれる第三者による相談援助の必要性が高くなる。しかし、その相談援助も分化された公的制度の運用に限定されていることがほと

んどである、ソーシャルワーカーやファイナンシャル・プランナーの専門職が協働し、それぞれの得手不得手を補い合う実践の普及が社会的不利を経験する人々の金融ケイパビリティの実現を進めるうえで重要になる。

また、伊藤氏が金融ケイパビリティの構成要素として挙げていたテクノロジーの可能性に関して若干検討すると、例えばDXによって複雑化・細分化した公的制度の利用や相談援助が効率化され負担が軽減されるのであれば、金融包摂の大きな手助けになるだろう。一方、DXが一定程度のITリテラシーを条件とするのであれば、社会的不利を経験する人々の一部は「顧客」から実質的に除外されるおそれがある。そもそも収益性という観点のみが先立った業務変革や商品開発では、社会的不利を経験する人々への付加的な対応は経済的損失でしかないと倦厭されるかもしれない。このため、社会的不利を経験する人々への対応の可能性をあらかじめ想定したインクルーシブな商品開発・業務変革をDXがどのように促進できるか、それに対する積極的な評価・価値を組織的・社会的にどう付与できるかが問われる。

IV おわりに

本稿では、社会的側面を重視する金融ケイパビリティの考え方をもとに、社会的不利を経験する人々の家計課題を解決するアプローチの枠組みを検討した。金融ケイパビリティには諸説あるが、金融リテラシー等の似通った用語との違いや社会的不利を経験する人々の家計課題を鑑みると、個々人の能力や行動だけでなく、それと同等に公民のサービスや商品を含む種々の機会を重視する考え方に意義があることを指摘した。

また、ひとり親家庭を想定して金融ケイパビ

リティに依拠した解決策の枠組みを検討し、多種多様な公的制度の利用それ自体が社会的不利を経験する人々の困難になり得ること、それゆえにソーシャルワーカーやファイナンシャル・プランナー等の協働による相談援助が重要になることを指摘した。DXによる業務改善や商品開発も、こうした観点を取り込んで推進されることが望まれる。

【付記】

本稿は科研費(20K02238)の研究成果の一部である。

【注】

- 1) 金融ケイパビリティ論の概観は、伊藤(2012)や野田(2019a)に詳しい。
- 2) 金融ケイパビリティの社会的側面に関する見解も諸説あるが、ここでは割愛する。
- 3) シェレイデン等による金融ケイパビリティ論については、野田(2019b)に詳しい。
- 4) ここでは「マップ」に依拠して「ひとり親家庭」に関連する主な年齢層を併記しているに過ぎず、ひとり親家庭固有に重要な金融リテラシーについては別途検討を要する。なお、金融ケイパビリティの観点からみた金融リテラシー・マップに関する論点については野田(2020)に詳しい。

【参考文献】

- 伊藤宏一(2012)「金融ケイパビリティの地平：「金融知識」から「消費者市民としての金融行動」へ」『ファイナンシャル・プランニング研究』日本FP学会. 12. pp.39-48.
- 伊藤宏一(2019)「第13章 お金について相談する」、吉野直行監修・上村協子・藤野次雄・重川順子編『生活者の金融リテラシー：ライフプランとマネーマネジメント』朝倉書店 .pp.150-165.
- 伊藤宏一(2022)「サステナビリティ時代の金融能

力論：リテラシー・コンピテンシー・ケイパビリティ・キャパシティ」『千葉商大論叢』59 (3) . pp.33-50.

金融庁 (2020) 『金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理』 (<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621/01.pdf>: 2022年12月18日)

金融庁 (2022) 『2022事務年度金融行政方針 直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ』 (https://www.fsa.go.jp/news/r4/20220831/220831_allpages.pdf: 2022年12月18日確認)

金融経済教育研究会 (2013) 『金融経済教育研究会報告書』金融庁金融研究センター.

金融経済教育推進会議 (2016) 『金融リテラシー・マップ: 「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の項目別・年齢層別スタンダード (2015年6月改訂版)』

駒村康平 (2020) 「第3章 認知稲生の変化を組み入れた社会経済の仕組みの考察」、21世紀政策研究所研究プロジェクト (研究主幹: 樋口範雄) 『高齢者の自立と日本経済』21世紀政策研究所、pp.39-50. (<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/200331.pdf>: 2022年12月20日確認)

小関隆志 (2021) 「外国人 (移民) の金融排除・金融包摂に関する予備的考察」『経営論集』68 (4) . pp.173-195.

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 (2022) 「ひとり親家庭等の支援について」令和4年4月 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000936752.pdf>: 2022年12月20日確認)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 (2016) 『ひとり親家庭支援の手引き』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000463584.pdf>: 2022年12月19日確認)

野田博也 (2019a) 「日本におけるファイナンシャ

ル・ケイパビリティの概念」『愛知県立大学教育福祉学部論集』67. pp.31-40.

野田博也 (2019b) 「社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティ研究の到達点と課題」『人間発達学研究』10号. pp.35-45.

野田博也 (2020) 「『最低限身に付けるべき金融リテラシー』と機会」『大原社会問題研究所雑誌』738. pp.52-66.

Sherraden, Margaret S. (2017) Financial Capability. In C. Franklin ed. Encyclopedia of Social Work (Electronic) . Washington, DC & New York, NY. NASW Press & Oxford University Press.

鹿野佐代子 (2009) 「知的障がい者の家族に対するファイナンシャル・プランニング: 提案書とキャッシュフロー表の効果の検討」『ファイナンシャル・プランニング研究』9. pp.34-42.

東京都健康保険福祉局 (2011) 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』 (平成23年8月公表)

東京都健康保険福祉局 (2017) 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』 (平成29年2月公表)

東京都健康保険福祉局 (2022) 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』 (令和4年1月公表)

渡部伸 (2018) 『障害のある子の家族が知っておきたい「親なき後」』主婦の友社

のだ ひろや
 首都大学東京大学院博士後期課程満期退学。博士 (社会福祉学)。
 日本学術振興会特別研究員、日本女子大学人間社会学部助教を経て現職。
【専門】
 貧困に関わる社会福祉政策。
【主な著書】
 『貧困』 (分担執筆) ミネルヴァ書房、2018年
 『生活困窮と金融排除』 (分担執筆) 明石書店、2020年など
